

児童通所（障害児福祉） サービスの支給基準

Ver.1.1

始良市長寿・障害福祉課

2023年3月28日

内容

I	はじめに.....	2
1.	目的.....	2
2.	支給決定基準として定めるもの.....	2
3.	その他.....	2
II	障害児通所支援サービスの種類と支給決定等について.....	4
1	児童発達支援.....	4
2	放課後等デイサービス.....	4
3	保育所等訪問支援.....	5
4	居宅訪問型児童発達支援.....	6
5	短期入所、居宅介護等.....	6
6	モニタリングについて.....	7
III	地域生活支援事業の支給決定等について.....	8
	日中一時支援事業.....	8
IV	障害児通所支援サービスの流れ.....	9
	(様式集).....	10

(本文では、以下の略称を使用します)

*放デイ：放課後等デイサービス *児発：児童発達支援

I はじめに

1. 目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所給付費の支給の要否や支給量の決定に関する「支給基準」を定めることにより、当該支給決定手続きにおける透明性の確保を図ります。また、利用者それぞれの心身等の状況や生活環境等に応じた適切な支援を行うための支給量決定における公平性を担保するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス費や地域生活支援事業との併給調整等についても整理することを目的とします。

なお、この支給基準は、運用の状況や国の障害福祉サービスに係る負担基準を勘案しながら定期的に見直しを行います。

- (1) 支給量の決定は、対象児及び保護者のニーズに応じて作成されるサービス等利用計画案に基づき決定します。
- (2) この支給決定基準は、一人一人の支給量を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限とするものではありません。

2. 支給決定基準として定めるもの

支給決定に当たっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、地域生活支援事業を含む併給関係

- (1) 障害児通所支援
 - ・ 児童発達支援
 - ・ 放課後等デイサービス
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
- (2) 地域生活支援事業
 - ・ 日中一時支援

障害者総合支援法に基づくサービス及び地域生活支援事業の他のサービスについては、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に拠り決定することとします。

3. その他

- (1) サービス利用の対象となる支援を必要とする児童（以下、「要支援児」という。）とは、身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持は問いませんが、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）及び難病患者である 18 歳未満の児童が対象となります。

なお、障害児通所支援を利用する際は、当該児童が「要支援児」であることの医師の診断又は各種手帳の交付がない場合でも、市が実施する発達相談や発達検査等において、

発達遅滞が認められ、早期療育の必要性が認められた場合や当該児童に発達障害の疑いがあり、療育が必要との医師の意見書が提出された場合は、要支援児に準じるものとして判断します。

この場合、児童の発達の度合いを考慮し、発達検査や意見書は申請日から概ね3か月以内のものを有効なものとして取り扱うとともに、児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する際など、適時、サービスの継続申請に当たって、診断書等の添付を求め、「要支援児」であることの確認を行います。

- (2) 児童福祉法及び本市規則により分類されている障害福祉サービス等の種類ごとに基準を定めます。
- (3) 支給決定において勘案すべき事項は、児童福祉法第21条の5の7及び児童福祉法施行規則第18条の10で定められた事項とします。
- (4) 支給決定事務をすすめるに当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）」並びに当該報酬告示に係る厚生労働省の「留意事項通知」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」などの通知を参考とします。
- (5) 各種サービスの利用に係る状態像や報酬区分及び加算の算定要件の一つである「重症心身障害児」の認定については、報酬告示において「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（児童）」とされています。本市においては近隣自治体の取扱いに準じ、療育手帳における障害の程度が「A」、かつ、身体障害者手帳における障害等級が「1級」又は「2級」（いずれも肢体不自由・体幹障害等に限る。）である者として取り扱う他、手帳所持者でない者については、医師の診断書等に基づき当該障害の程度をいわゆる「大島分類」を用いて認定するものとします。

なお、身体障害児においては、過去の身体の状態に基づき交付された身体障害者手帳における障害等級が「1級」又は「2級」である場合であっても、支給申請時における当該障害児の身体の状態が認定調査等によって手帳取得時の状態と明らかに異なり、重度の肢体不自由の状態ではないと判断される場合は、重症心身障害児としては認定しないものとします。
- (6) 医療的ケア児については、年に1回、受給者証の更新時に、「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」が必要です。該当児童の主治医に作成いただき、更新申請等と併せて、保護者から提出いただくものとします。
- (7) 個別サポート加算及び強度行動障害の加算等に係る確認については、「児童通所支援調査シート」に拠るものとします。当該シートについては、保護者から更新等の申請時に提出いただくものとなりますが、内容の確認のため、相談員やサービス提供事業所に内容を確認する場合があります。
- (8) 本基準の策定前からのサービス利用者で従前の決定支給量が、既に本基準に示す標準支給量を上回っている場合は、段階的に本基準に示す標準的な支給量に適合させていくものとします。

Ⅱ 障害児通所支援サービスの種類と支給決定等について

1 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の要支援児

(具体的には次のような未就学児)

- ① 身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療の受給者、難病患者
- ② 医師の診断書、医師から意見書が提出された未就学児
- ③ 市等が行う乳幼児健診や発達相談等で療育の必要性があると認められた未就学児

【標準支給量】 ○ 支給決定期間は1年以内

①の未就学児	月5日～23日
②及び③の未就学児	月5日～15日

- *1 保育所等に通所している未就学児については、その通所日数等も考慮した上で、児童発達支援の支給量を検討することとし、計画案にも記載するようにしてください。
- *2 ②及び③の未就学児については、監護者や介助者の急病等や当該未就学児が手帳はないが、日常生活に制限があるなど、手帳相当の状況である場合など、相当な理由がある場合に限り、標準支給量を超える支給決定を行うことができます。

【留意事項】

支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	20日	23日

2 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童

(具体的には次のような児童)

- ① 身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療の受給者、

難病患者

- ② 医師の診断書、医師から意見書が提出された児童
- ③ 児童発達支援から継続受給している児童

【標準支給量】 ○ 支給決定期間は1年以内

①の児童	月5日～23日
②及び③の児童	月5日～15日

※ なお、②及び③の児童については、監護者や介助者の急病等や当該児童が手帳はないが、日常生活に制限があるなど、手帳相当の状況である場合など、相当な理由がある場合に限り、標準支給量を超える支給決定を行うことができます。

【留意事項】

支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	20日	23日

※ 長期休業中の利用等の関係で、週の利用回数を超えて支給量を決定する場合には、計画(案)でその旨の明記が必要です。

※ 給付上限(23日)を超える支給について

給付上限を超える給付については、介助者の体調不良等による一時的な対応を除いて原則認められません。この場合、受給者証の交付については、3か月ごととします。

3 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、要支援児に対して、要支援児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の支援を行うサービスです。

【対象者】

保育所等訪問支援の対象となる子どもは、「要支援児」であり、①保育所等の施設に通い、②集団での生活や適応に専門的支援が必要である子どもです。

※ 保育所等の施設とは、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、児童クラブ、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設です。

【標準支給量】 ○ 支給決定期間は1年以内

2日

※ 概ね2週間に1回程度の訪問を想定した支給量ですが、現に集団生活において不適応が

生じているなど緊急性の高い場合については、高頻度（最大月5日まで）の支援も可能です。あらかじめ、長寿・障害福祉課にご相談ください。

4 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他、必要な支援を行います。

【対象者】

重度の障害その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受け入れるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。

※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは次に掲げるものをいう。

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のために感染症にかかるおそれがある状態

【標準支給量】 ○ 支給決定期間は1年以内

5日

※ 概ね1週間に1回程度の訪問を想定した支給量ですが、やむを得ない理由等により、10日を上限とすることができます。詳細は、長寿・障害福祉課にご相談ください。

5 短期入所、居宅介護等

短期入所や居宅介護等、主に障害者向けのサービスについては、手帳を所持している障害児のうち、5領域11項目の調査票による一定の条件等を満たしている必要があります。

また、行動援護の利用が可能な場合は、判定基準表により一定以上のスコアの方です。

いずれの調査票も、各項目の考え方については、障害支援区分の認定調査の基準によることから、当該調査の基準に則って判定、確認の必要があります。

区分認定調査の基準等については、厚生労働省のホームページで「認定調査員マニュアル」を参照ください。

その他、児童総合相談所の意見書が必要なサービスもありますので、必ず事前にご相談ください。

なお、標準的な支給量の基準については、次のとおりです。

居宅介護（通院等介助有の場合も含む。）	国庫負担基準の範囲内
行動援護	国庫負担基準の範囲内
短期入所	14日（年間180日以内。連続しては30日/月以内）

* 補正係数については、障害者のサービスの基準に準ずる。

標準的な支給量を超える場合は、別途協議、理由書（任意様式）等が必要ですので、事前にご相談ください。

6 モニタリングについて

標準的なモニタリング期間

頻度	対象児童	適用期間
毎月	新規支給決定者（初めてサービスを利用する児童）＊ 支給決定変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった児童＊	支給決定に係サービスの利用開始日から当初3か月程度
3 月 ごと	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援を利用する児童（上記の＊に該当する者を除く。）	サービス支給決定期間のうち、全期間（毎月実施後の残期間）
半 年 ごと	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用する児童（上記の＊に該当する者を除く。）	サービス支給決定期間のうち、全期間（毎月実施後の残期間）

【留意事項】

- 障がい児支援利用計画作成時のアセスメントについて、面接、担当者会議を省略することはできません。面接等のための訪問先については、面接等が可能な場所であれば可とします。（モニタリングも同様）
- 令和4年度以降、新規でサービスを利用する児童について、障害児支援利用計画作成時のアセスメントやモニタリングにおいては「サポートマップ」を作成し、保護者、障害児相談支援事業所、通所支援事業所、保育所、幼稚園及び学校等と紙ベースにより共有してください。また、作成した「みんなの支援マップ」については、市に提出する計画案又は本計画に添付してください。
- 特に、保護者出席のもと実施されるモニタリング等については、出席する関係機関が書面を持ち寄って会ができるよう、会を設定、調整するようにしてください。特にモニタリングにおいては、当初作成した「サポートマップ」の達成状況、途中経過を確認できるようにし、モニタリング報告書においてその内容を記載するようにしてください。

* 発達相談記録等、診断書及び前住地の受給資格の取り扱いについて

いずれも有効期間は3か月間として取り扱います。但し、虐待が疑われるケースでありびあが介入しており、迅速な対応が必要な場合はこの限りではありません。

Ⅲ 地域生活支援事業の支給決定等について

日中一時支援事業

障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に対応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービス。

【対象者】

次のいずれかに該当する児童等

- ① 身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療の受給者、難病患者

【標準支給量】 ○ 支給決定期間は1年以内

①の児童等	月5日～23日
-------	---------

- * ①以外の児童については、当該児童等が特別支援学級、特別支援学校に在籍している場合、児童クラブ等での預かりが困難な場合、監護者や介助者の急病等、相当な理由がある場合に限り、支給決定を行うことができます。

【留意事項】

支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	20日	23日

- ※ 障害児通所支援サービスと併給の場合、障害児支援利用計画でのサービスの位置づけが必要です。

IV 障害児通所支援サービスの流れ

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

- ① 保護者が相談（健康増進課、あいびあ、あいか、医療機関等）
- ② 対象児が手帳を取得

③ 保護者は、市に、サービス利用申請を行う。

④ 保護者は障害児相談支援事業所と契約

⑤ 計画相談支援事業所から市へ「サービス等（障害児支援）利用計画案」の提出
（新規の方のみ、サポート調査票を計画相談支援員で作成し、計画案と併せて、提出。）

⑥ 市は、障害福祉サービス等の支給決定し、利用者（保護者）へ受給者証を交付

⑦ 利用者（保護者）はサービス提供事業者と契約

⑧ 計画相談支援事業所による「サービス等（障害児支援）利用計画」の作成

⑨ サービス利用開始

*定期的なモニタリング（最低6か月に1回。1年を超えてサービスを受給する場合は、必ずモニタリングにより児童の成長の状況等を確認し、支給量やサービス内容を検討します。）

*受給者証の期間は1年間

*更新や利用開始後に個別サポート加算が必要なケースについては、通所支援事業所により作成し、保護者の承諾、モニタリングを経て、計画案又はモニタリングと併せて市に提出。

(様式集)

サポートマップ（関係機関との連携）



記入日

年

月

日

記入者

【園児氏名】

【保護者氏名】

【保護者の夢や願い】

【本人の夢や願い】

【園】

【担当者】

【支援内容】

【家庭】

【担当者】

【支援内容】

【3年後に目指す姿】

【1年後に目指す姿】

【支援機関】

【担当者】

【利用日数】

【支援内容】

【支援機関】

【担当者】

【利用日数】

【支援内容】

【合理的配慮】

【次年度への引継ぎ】

サポートマップを支援関係者に開示することに同意します。

年

月

日

保護者氏名

サポートマップ（関係機関との連携）



記入日 年 月 日 記入者 カジキハナコ

【園児氏名】

記入例

【保護者の夢や願い】

- ・将来は、得意なことを生かした仕事に就いてほしい。
- ・友達がたくさんできてほしい。

【本人の夢や願い】

- ・you tuberになりたい。

【園】

クスミン保育園

【担当者】

カジキハナコ（担任）

【支援内容】

- ・友達と一緒にルールを守って活動する力を高めること。
- ・感情のコントロールに関すること。

【家庭】

【担当者】

父、母

【支援内容】

- ・準備物の確認をする。
- ・お手伝いを支援する。
- ・感情のコントロールに関すること。

【3年後に目指す姿】

- ・学校に楽しく通う。
- ・休日、友達が家に遊びに来る。

【1年後に目指す姿】

- ・集団のルールを守って遊ぶことができる。
- ・友達に手を出さない。

【支援機関】

クスノキ総合医療センター

【担当者】

クスモト医師

【利用日数】

3か月に1回

【支援内容】

知能検査の実施

【支援機関】

クワシの家（児童発達支援事業所）

【担当者】

シマズアキコ先生

【利用日数】

週1日（火曜日の午後）

【支援内容】

ソーシャルスキルトレーニング

【合理的配慮】

- ・話をするときには、イラストや写真を併用する。

【次年度への引継ぎ】

- ・合理的配慮は継続する。
- ・クスノキ総合医療センターで来年度、読み書きに関する検査を行う予定。

サポートマップを支援関係者に開示することに同意します。

年 月 日 保護者氏名



療育って何ですか？

「言葉をあまり話さない」「落ち着きがなく動き回る」「かんしゃくがひどく、毎日のように泣きわめく」など、お子様の状態によっては、どのように我が子に関わったらいかが分からず、不安を感じる保護者もおられるかもしれません。療育とは、発達に特性等があるお子様に対して、本人に合った子育ての方法を保護者と一緒に考えるとともに、お子様の「社会の中で、自分らしく生きていく力」を高める支援を行う場のことをいいます。例えば、言葉を使ったコミュニケーションが難しいお子様には、発音の仕方を教えたり、言葉以外の伝達方法を一緒に考えたりします。お子様の力が高まり、療育の必要性が少なくなると、療育に行く回数を減らしたり、療育を終了したりします。



児童発達支援サービスって何ですか？

療育が必要なお子様が利用できるサービスのことです。療育に通うためには、保護者は、市役所に児童発達支援サービスの利用を申請する必要があります。併せて、例えば「言葉やコミュニケーションに焦点を当てた支援をしてほしい」「身体の使い方に焦点を当てた支援をしてほしい」など、お子様のニーズに応じた事業所を選択します。各事業所では、「個別の支援計画」が作成され、それに基づいて支援が行われます。



児童発達支援サービスを受けるまでの流れについて教えてください。

① 保護者は、サービス利用申請書を市に提出します。

② 保護者は、(障害児)相談支援事業所を選択して契約

③ お子様^{R5.3以降の発達相談対象児}が保育所等に通われている場合は相談支援事業所が保育所等に出向き、お子様の状況を確認します。

保護者は、児童発達支援事業所の見学・選択を行います。

裏面へ

- ① 健康増進課で発達相談を行った場合は、健康増進課からの意見書の写し【添付要】
- ② 障害者手帳(身体・療育・精神)【添付不要】
- ③ ①・②のどちらもない場合には、医師の診断書、意見書【添付要(写し可)】

【始良市の(障害児)相談支援事業所】

- ・生活支援センターさちかぜ
- ・障害児相談支援事業所 虹の家
- ・ウイングプランセンター
- ・Becoming(ピカミング)相談支援
- ・ネクサスプランセンター
- ・相談支援事業所 Prism
- ・相談支援事業所 セカンドプレイス
- ・相談支援事業所 はなまる

④ 相談支援事業所が利用計画案を作成し、市へ提出します。

⑤ ④の計画案により、市はサービス等の支給決定を行い、受給者証を発行します。

⑥ 決定されたサービス内容を基に、相談支援事業所を中心に関係者による担当者会議が開催されます。そこで、サービス等利用計画書が作成され、市に提出されます。
保護者は、児童発達支援事業所と契約します。

⑦ 療育が利用開始になります。



☞ モニタリングって何ですか？

モニタリングとは、お子様の支援に関係する方が集まり、お子様の現状や支援の状況について確認し、今後の支援について話し合う場です。保護者、相談支援事業所、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園、市の関係課職員等が集まり、3～6か月に1回程度設定されます。モニタリングの結果を踏まえて、「今後お子様が更に成長するには、療育をどれくらい利用したよいか」等について検討します。



☞ 児童発達支援サービスを受けられる期間は？

期間は1年間です。引続き支援の必要性がある場合には、モニタリングや診断書などにより判断します。モニタリングを行わないまま、引き続き支援を受けることはできません。



☞ 保育所等訪問支援って何ですか？

保護者からの依頼により、療育のスタッフが保育所や幼稚園などお子様が日中過ごされる施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。この支援を通して、園がより一層、お子様にとって安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出すことにつながります。



※ ご不明な点は、長寿・障害福祉課（Tel66-3251）までお問い合わせください。



放課後等デイサービス等について



療育って何ですか？

「落ち着きがなく動き回る」「かんしゃくがひどく、ものにあたる」など、お子様の状態によっては、どのように我が子に関わったらよいか分からず、不安を感じる保護者もおられるかもしれません。療育とは、発達に特性等があるお子様に対して、本人に合った子育ての方法を保護者と一緒に考えるとともに、お子様の「社会の中で、自分らしく生きていく力」を高める支援を行う場のことをいいます。例えば、言葉を使ったコミュニケーションが難しいお子様には、発音の仕方を教えたり、言葉以外の伝達方法を一緒に考えたりします。お子様の力が高まり、療育の必要性が少なくなると、療育に行く回数を減らしたり、療育を終了したりします。



放課後等デイサービスって何ですか？

療育が必要なお子様が利用できるサービスのことです。療育に通うためには、保護者は、市役所に放課後等デイサービスの利用を申請する必要があります。併せて、例えば「言葉やコミュニケーションに焦点を当てた支援をしてほしい」「身体の使い方に焦点を当てた支援をしてほしい」など、お子様のニーズに応じた事業所を選択します。各事業所では、「個別の支援計画」が作成され、それに基づいて支援が行われます。



放課後等デイサービスを受けるまでの流れについて教えてください。

① 保護者は、サービス利用申請書を市に提出します。

② 保護者は、相談支援事業所を選択して契約します。

③ 相談支援事業所は、学校でのお子様の状況を確認します。(聞き取り等)
保護者は、放課後等デイサービス事業所の見学・選択を行います。

- ① 障害者手帳(身体・療育・精神)【添付不要】
② ①以外の場合には、医師の診断書、意見書【添付要(写し可)】

- 【始良市の相談支援事業所】
- ・生活支援センターさちかぜ
 - ・障害児相談支援事業所 虹の家
 - ・ウイングプランセンター
 - ・Becoming(ビカミング)相談支援
 - ・ネクサスプランセンター
 - ・相談支援事業所 Prism
 - ・相談支援事業所 セカンドプレイス
 - ・相談支援事業所 はなまる

裏面へ

④ 相談支援事業所が利用計画案を作成し、市へ提出します。

⑤ ④の計画案により、市はサービス等の支給決定を行い、受給者証を発行します。

⑥ 決定されたサービス内容を基に、相談支援事業所を中心に関係者による担当者会議が開催されます。そこで、サービス等利用計画書が作成され、市に提出されます。
保護者は、放課後等デイサービス事業所と契約します。

⑦ 療育が利用開始になります。



☞ モニタリングって何ですか？

モニタリングとは、お子様の支援に関係する方が集まり、お子様の現状や支援の状況について確認し、今後の支援について話し合う場です。保護者、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所、学校等、市の関係課職員等が集まり、3～6か月に1回程度設定されます。モニタリングの結果を踏まえて、「今後お子様が更に成長するには、療育をどれくらい利用したらよいか」等について検討します。



☞ 放課後等デイサービスを受けられる期間は？

期間は1年間です。引続き支援の必要性がある場合には、モニタリングや診断書などにより判断します。モニタリングを行わないまま、引き続き支援を受けることはできません。



☞ 保育所等訪問支援って何ですか？

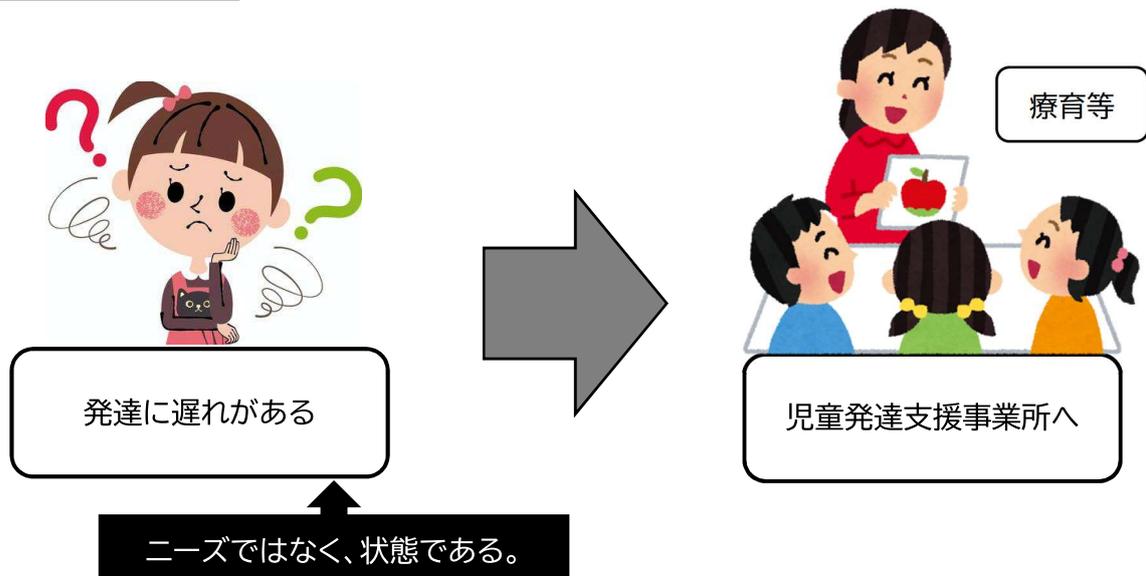
保護者からの依頼により、療育のスタッフが学校などお子様が日中過ごされる施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。この支援を通して、学校がより一層、お子様にとって安心・安全に過ごせる環境になり、教育の効果を最大限に引き出すことにつながります。

※ ご不明な点は、長寿・障害福祉課（Tel66-3251）にお問い合わせください。

療育に対する考え方の転換

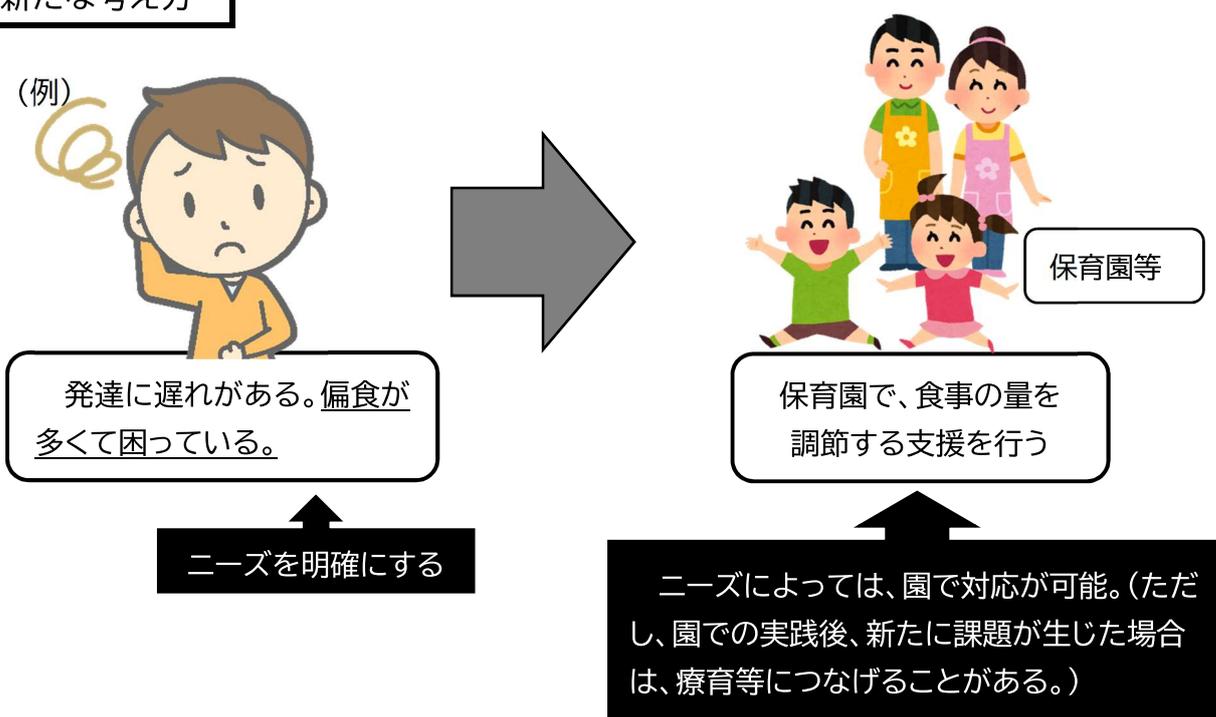
障害等のある幼児に対して、児童発達支援事業所などの特別な場で「療育」を行うという考え方から、一人一人のニーズに応じて「療育」を行うという考え方に転換する必要がある。

従来の考え方



※ この考え方では、発達に遅れや偏りがある子供は、全員療育等を利用することになるので、療育機関が多数必要になる。

新たな考え方



5 領域 11 項目 調査票

調査年月日	年 月 日	調査者		
フリガナ		生年月日	平成・令和	年 月 日
児童氏名				
申請する支援の種類・内容				
種 類	<input type="checkbox"/> 短期入所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項 目		区 分	判断基準
①	食事	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
②	排せつ	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
③	入浴	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
④	移動	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
⑤	行動障害及び精神症状	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない
		(2) 睡眠障害者や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない
		(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない
		(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない
		(5) 再三の手洗いや繰り返し確認のため、日常動作に時間がかかる。	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない
		(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため、外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない
		(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	1 ほぼ毎日 ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない

* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

短期入所の単価区分

区分	評価基準
区分3	①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上
区分2	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上
区分1	区分3又は区分2に該当しない児童で、①～④のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票（表2）

調査年月日	年 月 日	調査者			
フリガナ			生年月日	平成・令和	年 月 日
児童氏名					

行動関連項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションができない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
不安定な子王道	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
てんかん	年1回以上			月に1回以上	週1回以上		